

令和6年度物価高騰対策給付金支給のご案内



支給対象世帯

① 令和6年1月1日現在、練馬区に住民登録をしており、次の要件を満たす方

定額減税（所得税3万円、住民税所得割1万円）しきれないと見込まれる方

※支給額および算出方法等については区HPをご確認ください。

② 令和6年6月3日現在、練馬区に住民登録をしており、次の①②のいずれかに当てはまる世帯

① 令和6年度新たに住民税非課税となった世帯

② 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯

▶1世帯あたり **10万円**

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯を除く

※令和5年度に実施した住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯への給付金対象者を除く

①②の世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）がいる世帯

▶児童1人あたり **5万円**

申請書類

区からお手紙を送付します

内容をご確認の上、必要に応じてお手続きをお願いします

支給時期

【申請・手続きのある方】

※申請期限は令和6年10月31日（必着）です。

練馬区ホームページ



対象・条件により時期が違います

詳しくは、練馬区ホームページをご確認ください

お問合せ

練馬区物価高騰対策給付金コールセンター 0120-186-906

受付時間 平日9:00~17:00